平成２７年（フ）第４０号
福井県鯖江市住吉町３丁目９番16号　寿美芳荘．６
債務者　高砂　悌宏
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月27日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４３号
福井県坂井市春江町松木第５号８番地
債務者　澤田江梨香
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月27日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２号
山梨県富士吉田市新倉2839番地の７
債務者　髙山八重乃（旧姓種田）
1　決定年月日時　平成27年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月27日まで　甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２７年（フ）第４号
山梨県南都留郡富士河口湖町船津1414番地３みなみ荘Ａ
債務者　竹田　大亮
1　決定年月日時　平成27年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月27日まで　甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２７年（フ）第６号
山梨県都留市つる２丁目４番11号
債務者　牛田　貴之
1　決定年月日時　平成27年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月27日まで　甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２７年（フ）第１１号
千葉県野田市尾崎902番地の30、申立時の住所千葉県野田市上花輪806番地の９
債務者　若松　宗高
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月28日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第１８号
千葉県我孫子市中峠台13番地16　メゾン川村102、住民票上の住所千葉県八街市泉台２丁目15番地５
債務者　山名　清隆
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月28日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第４２号
千葉県野田市山崎貝塚町28番地の９　アーバンクレスト３Ａ102
債務者　山下　正子
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月28日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第４５号
千葉県松戸市金ケ作418番地の63　レクセル五香ツインフォルテ204号
債務者　世良田　歩
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月28日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第５７号
千葉県柏市布施824番地７　グリーンハイツ布施203号
債務者　高橋亜唯沙
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月28日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第８７号
千葉県流山市大字鰭ケ崎1441番地の２　高橋コーポ201
債務者　稲葉　　豊
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月28日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第１５０号
神戸市兵庫区中道通１丁目２番９号　湊川サンシャイン805、従前の住所神戸市兵庫区中道通１丁目４番21―503号
債務者　清水　千代
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１６６号
神戸市垂水区名谷町字高曽2300番地の１　市住２―310号、従前の住所神戸市垂水区桃山台２丁目1664番地の45　ベルファミーユ桃山台202号
債務者　市川　和美
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１８４号
神戸市北区緑町４丁目８番35―603号
債務者　野田　弘一
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４２２号
川崎市中原区市ノ坪548番地　日栄荘202
債務者　植村　晶子
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第２９号
川崎市川崎区渡田２丁目13番12号　ビエナ渡田102
債務者　森田みゆき（旧姓岩渕）
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第３６号
川崎市麻生区白山２丁目２番２―604号
債務者　高柳　寛子（旧姓中島）
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係